

平成 27 年 4 月 1 日作成
更新 令和 2 年 6 月 1 日

入札金額の内訳書の提出について

佐久市役所 契約課

平成 26 年 6 月 4 日に公布された「建設業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 55 号）により、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

つきましては、本市におきましても、全ての競争入札（随意契約を除く）の案件を対象として、入札時において、入札参加者から入札金額の内訳を記載した工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることとします。

1 内訳書の提出が必要な工事

市が発注する「建設工事」において、平成 27 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う全ての競争入札案件について適用します。

2 内訳書の様式

内訳書の様式は、工事案件ごとに公告又は指名通知とともに掲載又は配布しますので、必ず、この様式により必要事項を記入の上、入札書とともに提出してください。

なお、指定した様式によらない内訳書を提出した者が入札した入札書は無効とします。

3 内訳書の記入

(1) 内訳書は様式の項目ごとに積算金額を記入し、様式の項目に分類できない工種がある場合には、必要に応じて行を追加し項目を具体的に記入してください。

「その他」としての項目の追加及び様式の行の削除はできないものとする。

(2) 積算金額が 0 円の場合、無記入とせず 0 円と記入してください。

(3) 内訳書の各項目の計は合計額と一致するものとし、内訳書の合計金額と入札金額は同額となること。

4 内訳書の不備等による入札書の無効

内訳書の提出において、以下に該当する場合は、提出した入札書は無効とします。

(1) 内訳書の提出のない場合

- (2) 発注者名、工事名、工事箇所名、商号又は名称等のいずれかが未記入の内訳書
- (3) 日付、押印のない内訳書(会場入札、郵便入札の場合)
- (4) 指定する様式によらない内訳書
- (5) 内訳書の合計金額が入札金額と一致しない内訳書
- (6) 積算金額に未記入の項目のある内訳書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない内訳書
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない内訳書
- (9) 同一の入札に2通以上提出した内訳書
- (10) 公告日又は指名通知日から入札日までの間以外の日付が記入された内訳書

5 その他

- (1) 一度提出した内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (2) 提出された内訳書の詳細な内訳について、発注担当部署から改めて提出を求められた場合は、内訳書を提出すること。
- (3) 内訳書の提出は1回目の入札時のみとし、再度の入札においては、内訳書の提出は求めない。